

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

～平成21年度の保険料と新しい保険証などの交付について～

平成21年度の年間保険料については、7月中旬に保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

年間保険料の計算方法（平成21年度）

均等割
【1人当たりの額】
43,143円



所得割
【本人の所得額に応じた額】
(平成20年中の所得 - 33万円) × 9.63%



1年間の保険料
(限度額 50万円)

↑
所得 =

合計

- 年金所得（年金収入 - 公的年金控除額）
- 給与所得（給与収入 - 給与所得控除額）
- 農業所得
- 不動産所得
- 営業所得
- そのほかの所得

※遺族年金や障害年金は含みません。

●平成21年度の保険料の軽減措置が見直されました

①均等割の軽減～所得に応じて、均等割43,143円が次のとおり軽減となります

所得が33万円以下の世帯は、昨年度に引き続き、均等割が『8.5割軽減』になります。そのうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（そのほか各種所得がない）の世帯は『9割軽減』になりました。

（軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります）

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下でそのほかの所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円	8.5割軽減	6,300円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数)	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

例) 年金収入168万円の1人世帯の場合

- *軽減判定⇒168万円 - 120万円（公的年金等控除） - 15万円（特別控除） = 33万円（均等割の8.5割軽減に該当）
- *特別控除額：65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

②所得割の軽減～被保険者個人の所得で判定します

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減になります。

例) 年金収入168万円の場合

- *軽減判定⇒168万円 - 120万円（公的年金等控除） - 33万円（基礎控除） = 15万円（所得割軽減に該当）
- *所得割⇒15万円 × 9.63% × 5割 = 7,200円（年間保険料のうち所得割額分）

③被用者保険※の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割の負担がなく、均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料額は4,300円です。

※被用者保険とは、政府管掌保険、組合管掌保険、船員保険および共済組合などの公的医療保険の総称です。国民健康保険や国民健康保険組合は含みません。

●保険料の減免について

災害などで重大な被害を受けたときやそのほかの特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免される場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免される場合がありますので、詳しくは、年金・長寿医療グループへお問い合わせください。